

原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の
評価について (H19.11.20 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
別紙			
1.	透明性の確保、広聴・広報の充実		
(1)	原子力施設の運転に関する基礎情報の共有		
	内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関等は、放射線の影響や通常時における放射性物質の放出等、原子力施設の運転等に関する基礎情報を、広く国民と共有できるよう、広聴・広報活動の一層の工夫に努めるべきである。	内閣府 (原子力委)	・原子力に関する広聴・広報活動の一環として、ホームページによる情報発信やメールマガジンの発行を実施している。
		文科省	・日本原子力研究開発機構において、原子力施設の運転等に関する安全情報の発信については、ホームページ上の「安全確保への取組み」で安全管理に関する情報を発信している。また、環境放射線監視状況や運転放出環境情報等のモニタリングデータや施設の運転状況等はリアルタイムで公開している。さらに、原子力施設の運転等に関する情報を、定期的に発信している。これら活動は、今後とも継続して実施していく。
		経産省	・エネルギー利用に係る原子力施設の運転状況については、放射性物質の放出や施設の運転状況等につき、適切に公開しているところ。
(2)	異常事態や緊急時の広報が的確に実施されるための通常時からの対策		
	内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関等は、異常事態や緊急時において必要な広報を的確に実施できるように、通常時から、異常事態等を想定した情報連絡の訓練や国内外への情報発信の在り方の検討等、諸対策を講じておくべきである。	内閣府 (原子力安全委員会)	・原子力安全委員会では、政府が実施する原子力総合防災訓練及び地方公共団体が実施する原子力防災訓練に参加するとともに、原子力安全委員会においては、異常事態等を想定した情報連絡の訓練を実施している。また、原子力安全委員会における独自訓練として SPEEDI、ERSS を使った技術的助言等に係わる訓練を実施している。さらに、平成20年(2008年)度から危機管理を担当する企画官を設置し、緊急時・平常時双方における対応体制を強化するとともに、より実効性のある防災訓練の企画立案等を行っている。
		文科省	・日本原子力研究開発機構では、異常事態等の適切な対応のため原子力事業者防災業務計画や事故対策規程等を定め、これらに基づき、国及び地方自治体等への異常事態等に関する情報連絡訓練を、毎年、計画的に行っている。

原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の
評価について (H19.11.20 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
		経産省	<p>また、事故、トラブルを想定したコミュニケーション能力の向上のための研修を行なっている。異常時等における情報発信については、迅速なプレス発表やホームページへの掲載、携帯電話のWebサイトによる情報発信に努めているところである。</p> <p>・自然災害の発生時等に伴う緊急時において必要な広報を的確に実施できるように、通常時から緊急事態を想定した情報発信の在り方の検討を行っている。</p> <p>・また、大規模地震等の際、地元住民を始めとする国民の皆様に対して迅速かつ確かな情報提供を行うため、原子力施設関連の安全情報についての緊急情報メールの配信を行う「モバイル保安院」を平成20年(2008年)7月に開設した。</p>
(3)	<p>原子力施設の異常事象に至らない大規模な自然災害の発生時等における国民の目線に立った情報発信</p> <p>事業者及び研究開発機関は、大規模な自然災害の発生時等、国民やマスメディアから施設の運転状況、放射性物質の放出等に関して高い関心が寄せられる場合には、原子力施設の異常事象や原子力災害に至らない場合においても、国民の目線に立って情報を発信すべきである。また、原子力安全・保安院等はその情報に対する評価を遅滞なく、分かりやすい形で公表できる体制を構築すべきである。</p>	文科省 経産省	<p>・日本原子力研究開発機構において、地震等自然災害発生時(原子力施設の異常事象や原子力災害に至らない場合)で社会の関心事が高いと考えられる規模の場合は、当該施設の点検結果、異常がなかったことをホームページや携帯電話のWebサイトで情報発信している。また、ホームページで環境放射線監視状況や運転放出環境情報等のモニタリングデータや施設の運転状況等をリアルタイムで情報発信している。</p> <p>・原子力施設の異常事象に至らない大規模な自然災害の発生時等における国民の目線に立った情報発信については緊急時に、迅速かつ確実に地元住民の方々に情報を提供できるよう、携帯メール、緊急時ホームページ等を活用し、原子力施設の状況やモニタリング情報など、わかりやすく「止める」、「冷やす」、「閉じこめる」の情報を提供する。</p>
(4)	<p>学会等による原子力110番の設置</p> <p>学会等は、異常事象に関する事業者等の発信情報や報道内容等に対して専門家の見解が求められる場合には、国や事業者から独立した中立的な立場から適宜に分かりやすい解説をすることができるような窓口とし</p>		

原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の
評価について (H19.11.20 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	<p>て原子力110番を設置するなど、体制の整備について検討することを期待する。</p>		
(5)	<p>事実誤認報道等への迅速な対応</p> <p>内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者及び研究開発機関は、適切なタイミングで正確な情報を発信する体制を構築し、事実誤認や見解の相違を含む報道に対して、速やかに訂正を求め、見解をより明確に述べるなどの対応を行うべきである。また、報道内容について、適宜、第三者を交えた事後的な検証作業を行い、そこで得られた教訓を国、事業者等が反映するよう努めることが重要である。</p>	<p>内閣府 (原子力委)</p> <p>文科省</p> <p>経産省</p>	<p>・事実誤認や見解の相違を含む報道があった場合、必要に応じてホームページにて原子力委員会としての見解を掲載することとしている。</p> <p>・日本原子力研究開発機構においては、原子力機構自らが正確な情報を発信することのみならず、記者等が理解し易い資料作成や丁寧な説明に心掛けるとともに、原子力及び原子力機構の業務等についての基礎知識を高めるため勉強会、施設見学会等を計画的に実施している(平成20年(2008年)度においては、事業説明会9回、勉強会22回、施設見学会26回実施)。</p> <p>・事実と異なる報道が見受けられた場合には、その内容に応じて訂正記事の掲載の要求、質問状や意見書等の報道機関への送付等を行なっている。また、記事解説の機構ホームページへの掲載等適宜実施してきている。</p> <p>いづれの対応についても重要と考えており、今後も継続して実施していく。また、外部有識者で構成される広報企画委員会において、上記対応状況についてご意見をいただくとともに機構の広報業務に今後も反映していく。</p> <p>・事実誤認報道への迅速な対応については、従来のプレス発表を受けての間接的な手段に加え、直接的な手段により情報提供を行うなどにより出来る限り誤認報道とならないようにするとともに、事実誤認報道があった場合への対応についても引き続き検討していく。</p> <p>・主に新聞などの影響力のあるメディアにおける不正確な報道等へのタイムリーな対応を可能とする仕組みを導入している。</p>
2.	<p>学習機会の整備・充実、国民参加</p>		

原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の
評価について (H19.11.20 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
(1)	<p>基礎情報共有のための学習の機会や場所の提供</p> <p>文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関、学会等は、国民各層が原子力や放射線利用に関する基礎情報を共有するための学習の機会や場所を提供する活動を一層充実すべきである。また、事業者等には、国民理解の貴重な手段である施設見学が最大限可能な範囲でできるよう、核セキュリティの強化を第一義としつつ、継続的な検討と試行が期待される。</p>	<p>文科省</p> <p>経産省</p>	<p>・「原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金」制度の運営とともに、簡易放射線測定器の貸出や様々な原子力・エネルギー教育に関する情報提供等、原子力・エネルギーに関する教育の支援を実施している。平成21年(2009年)度以降も引き続き実施予定。</p> <p>・日本原子力研究開発機構において、子どもや学生を中心に原子力や放射線利用、科学技術への理解増進のため、展示館・科学館においては、実験教室、工作教室、サイエンスクラブ活動など、体験型の原子力や科学にふれる学習の機会を設けている。また、研究者・技術者が市民の方々との対話による理解増進を進めるため、アウトリーチ活動に機構全体で取り組み、サイエンスカフェの開催、小・中・高校へ自ら出向く出前授業や大学生を対象とした公開特別講座への講師派遣、さらに各種展示会に出展し情報発信に積極的に取り組んでいる。</p> <p>ホームページにおいては、「原子力を学ぶ」、「ビデオシアター」の学習サイトを設け、放射線やエネルギーについてわかり易く説明した情報を提供している。</p> <p>施設見学の実施に当たっては、核物質防護の観点を考慮しつつ、施設公開や施設見学会を行い、見学者受入を継続的に行っている。今後もこれらの活動を継続的に実施する。</p> <p>・主に高校生以下を対象に体験型移動展示館や「原子力の日」ポスターコンクールを実施するほか、電力生産地と消費地の小学生を対象とした学習交流等を実施するなど、学習機会の提供に努めているところ。引き続き21年(2008年)度も実施予定。</p> <p>・また、原子力に関する次世代向け教育として、原子力副読本の作成に取り組んでいく。</p>
(2)	<p>相互理解の担い手人材育成事業の十分な活用</p> <p>地方自治体、NPO等の非営利組織及び学会においては、国による人材育成事業を活用するなどして、国民との相互理解活動ができる人材を</p>		

原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の
評価について (H19.11.20 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	育成する活動を一層充実することを期待する。		
(3)	国の政策決定過程における広聴の徹底		
	内閣府、文部科学省、経済産業省等は、国民との意見交換の機会の充実に努めるとともに、様々な国民参加の形を模索しつつ、政策決定過程において一層透明性を高くし、国民の関心を高め、意見を広く聴く努力を行うべきである。	内閣府 (原子力委)	・原子力政策に関する広報・広聴活動の一環として、ご意見を聴く会の開催、部会等でまとめた報告書へのパブリックコメント等を引き続き実施していく。
		文科省	・原子力関係の政省令の改正に当たって、パブリックコメントを活用し、国民の声を反映させる機会を設けている。
		経産省	・政策や施策の決定においては、パブリックコメントの実施や、広聴会等を開催することにより、様々な立場の意見発表者を招へいし、より多様な分野の専門家、様々な地域の代表者、一般国民等からの意見を聴くなどしてすすめているところ。
3.	国と地方との関係		
(1)	国が前面に立った原子力政策の推進		
	内閣府、文部科学省及び経済産業省は、責任を持って主体的に原子力政策の推進に取り組むことを大前提に、地方自治体との協力体制を築いていくべきである。	内閣府 (原子力委)	・原子力政策大綱策定時に原子力委員長による原子力発電所立地自治体の首長との意見交換を実施した。また、平成20年(2008年)3月より、原子力発電所立地自治体以外の自治体の首長との意見交換を行なっている。
		文科省	・日本原子力研究開発機構とも連携し、立地地域の住民等に対して、その研究開発の必要性や安全性について説明等を行い、理解を得つつ事業を実施している。
		経産省	・立地地域の首長や地方公共団体の職員等に対して、原子力政策に関する説明や、意見交換を行うほか、シンポジウム等多数の住民を対象にした取組、またより少数の住民を対象としたきめの細かい取組によって地元住民との直接対話を行っているところ。引き続き平成21年(2009年)度も実施していく。
(2)	国、立地地域の広域自治体及び基礎自治体の三者の相互理解促進		
	国、立地地域の広域自治体及び基礎自治体の三者は、地域の実情に即したニーズや問題点等について情報を共有し、意見交換の機会と内容を	内閣府 (原子力委)	・原子力政策大綱策定時に原子力委員長による原子力発電所立地自治体の首長との意見交換を実施した。また、平成20年(2008年)3月より、原子力発電所立地自治体

原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の
評価について (H19.11.20 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	充実して、原子力政策に関する相互理解を進め、政策の推進に必要な信頼関係を構築していくべきである。	文科省 経産省	以外の自治体の首長との意見交換を行なっている。 ・広域自治体や基礎自治体で構成する協議会等に参加し、地域の要望について情報を共有するなど、関係自治体との信頼関係の構築に努めている。 ・政策の推進に当たっては、国は、 個別の事業者が直接説明することが難しい政策上の位置づけや国の方針を明確に表明し、立地地域の自治体と十分な対話を重ね、政策の推進に必要な信頼関係を構築しながら進めていく。
(3)	国から立地地域以外の地方自治体や国民への積極的な働き掛け		
	内閣府、文部科学省及び経済産業省は、立地地域以外の広域自治体や基礎自治体の首長及び住民とも、原子力施設立地の国策上の位置付け、立地に伴う交付金制度の役割、高レベル放射性廃棄物処分場の必要性等、原子力政策に関して一層の相互理解を進める取組を行っていくべきである。	内閣府 (原子力委) 文科省 経産省	・原子力政策大綱策定時に原子力委員長による原子力発電所立地自治体の首長との意見交換を実施した。また、平成20年(2008年)3月より、原子力発電所立地自治体以外の自治体の首長との意見交換を行なっている。 ・(今後新規立地がある場合、)原子力研究開発施設等の立地に当たっては、当該研究開発の必要性や立地に伴う支援等を広く国民に対して説明していく。 ・全国に向けて各種様々な広報活動を行い、理解促進を進める取組を行っているところ。具体的には、①シンポジウム、講演会等の開催、②施設見学会や展示会、電力生産地と消費地の交流事業の実施、③雑誌、新聞、パンフレット等の各種媒体を用いた広報を実施しているところであり、平成21年(2009年)度も実施していく。 ・平成20年(2008年)度は、放射性廃棄物の地層処分に関する国民との相互理解を深めるための活動の一環として、都道府県説明会(全国エネキャラバン)、NPOと連携した地域ワークショップ等を開催した。平成21年(2009年)度も引き続き実施予定。
4.	立地地域との共生		
(1)	立地地域からの情報発信の重視		
	内閣府、文部科学省及び経済産業省は、先行立地地域の現状や経験、蓄積された知見等について、立地地域の地方自治体や住民による全国	内閣府 (原子力委)	・ご意見を聞く会等広報の機会を活用する等により、先行立地地域から情報発信していただく場や機会を用意するよう努めていく。

原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の
評価について (H19.11.20 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	<p>に向けた情報発信を重視し、そのような場や機会を数多く用意するべきである。</p>	文科省	<p>・立地地域で行われる原子力教育について、HP等を通じて全国に発信するなどにより、非立地地域における原子力・エネルギー教育の質の向上を支援している。</p>
		経産省	<p>・全国の立地地域の自治体職員や地域振興の関係者を対象に、地域振興に資する講演や地域振興の先進事例の紹介、情報提供等の内容による検討会を行う「研修会」(エネルギープラザ事業)を実施しているところであり、平成21年(2009年)度も実施している。</p>
(2)	<p>周辺地域との共生を図った中長期的な立地地域ビジョンの具体化</p> <p>立地地域の地方自治体は、電源三法交付金制度も十分に活用しつつ、周辺地域との共生をも念頭に入れて、地域のニーズの吸い上げを強化し、実情に合致した中長期的な地域ビジョンを具体化することを期待する。その際、文部科学省及び経済産業省は、当該地域の地方自治体や住民の熱意やアイデアを尊重し、多彩で使いやすい政策メニューの整備に努めることを期待する。特に、高レベル放射性廃棄物の処分事業については、経済産業省及び事業者は、立地地域の発展の多様なモデルを専門家のみならず国民からも広く参加を求めて検討するなど、活発な議論を継続して国民の関心を高めていくべきである。</p>	文科省	<p>原子力研究開発施設の円滑な設置及び運転を図るため、地元が主体的に取り組む地域振興策への支援を積極的に行う。</p> <p>・高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金(平成20年(2008年)度新設)</p> <p>国家基幹技術である「高速増殖炉サイクル技術」の研究開発を推進するに当たって、地域に当該施設があることの利点を還元し、地元地域が主体的に進める地域振興計画を支援する。</p>
		経産省	<p>原子力発電所、核燃料サイクル施設の立地を積極的に推進するとともに、処分地確保に向けた取組を促進するため、地域振興に係る施策を重点化する。</p> <p>・電源立地地域対策交付金</p> <p>原子力発電所や核燃料サイクル施設の立地の進展に伴う財源を確保する。また、高レベル放射性廃棄物等の処分候補地の選定を促進するため、文献調査段階の電源立地地域対策交付金の交付額を単年度あたり10億円(総額20億円)にする措置を継続する。</p> <p>・放射性廃棄物対策の強化</p> <p>高レベル放射性廃棄物等の処分事業と地域が相互に良い影響を与えながら発展していくことが重要であり、地域振興構想研究会において、平成20年(2008年)9月に地域振興プランに関する報告書を取りまとめた。地域振興プランは、全都道府県知事・</p>

原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の
評価について (H19.11.20 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>市町村長、商工会等に送付し、理解活動を展開中。</p> <p>・核燃料サイクル交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金 高経年化炉と立地地域との共生を実現し、核燃料サイクル施設の立地やプルサーマルの実施を促進するために必要な財源を確保する。</p>
(3)	<p>地域の尊重とビジョン実現に向けた積極参加</p> <p>事業者及び研究開発機関は、地方自治体が企画立案する地域の発展を目指すビジョンに対し、地域社会のパートナーとして、地域社会との率直なコミュニケーションを図りつつ、自ら有する資源やノウハウに応じて今後も引き続き貢献していくことを期待する。</p>		
(4)	<p>電源三法交付金活用に係るPDCA活動強化及び国民との認識共有</p> <p>電源三法交付金制度の活用に関しては、今後も地方自治体が立案、実施、評価及び改善活動を適切に行い、特に交付金を活用した事業の評価について広く公表されるべきであると考え。文部科学省及び経済産業省は、それを更に評価して交付金制度について不断の見直しを図るとともに、国民と認識を共有するため、地方自治体による評価の内容を一層広く周知するべきである。</p>		<p>文科省</p> <p>経産省</p>